

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月20日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市規則第69号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和6年豊橋市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域住民)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める地域住民は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物を所有する者
- (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事業区域の境界からの距離の範囲内に居住する者
 - ア 太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合 100メートル
 - イ 太陽光発電設備の出力が50キロワット以上の場合 300メートル
- (3) その他太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると市長が特に認めた者

(抑制区域)

第3条 条例第4条第1項の規則で定めるところにより指定する抑制区域は、次に掲げる区域等とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - (7) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第29条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
 - (8) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第20条第1項に規定する愛知県自然環境保全地域
 - (9) 愛知県立自然公園条例施行規則（昭和43年愛知県規則第34号）第10条第1号に規定する第一種特別地域
 - (10) 豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）第26条第1項に規定する市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- （事前協議）

第4条 条例第5条に規定する協議は、事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会において配布を予定している説明資料
 - (2) 地域住民の範囲が分かる地図等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （地域住民への説明会）

第5条 条例第6条第1項の規定による説明会においては、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 太陽光発電事業の事業区域
- (3) 太陽光発電設備の出力
- (4) 太陽光発電設備の設置工事及び太陽光発電事業の開始予定時期
- (5) 太陽光発電設備の維持管理に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）の変更
- (2) 発電設備の出力の減少
- (3) その他市長が認める軽微な変更
（工事着手等の届出）

第6条 条例第7条第1項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事計画届（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 位置図（縮尺1／10,000以上のもの）
- (2) 太陽光発電設備の構造図
- (3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
- (4) 太陽光発電設備の設置工事の工程表
- (5) 土地利用現況図（縮尺1／1,000以上のもの）
- (6) 事業計画図（縮尺1／1,000以上のもの）
- (7) 排水計画図（縮尺1／1,000以上のもの）
- (8) 公図の写し
- (9) 説明会概要報告書（様式第3号）
- (10) 説明会の議事録
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 条例第7条第2項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事変更届（様式第4号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

3 条例第7条第3項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）により行うものとする。

（標識の設置）

第7条 条例第8条第1項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の名称
- (2) 太陽光発電設備の設置場所
- (3) 太陽光発電設備の合計出力
- (4) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 事業者の連絡先

(6) 太陽光発電設備の維持管理を行う者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(7) 太陽光発電設備の維持管理を行う者の連絡先

(8) 事業開始年月日

（太陽光発電事業の承継の届出）

第8条 条例第10条に規定する届出は、事業承継届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業者の権利義務を承継した事実を証する書類

(2) 事業者の権利義務を承継した法人の登記事項証明書（承継した者が法人の場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（太陽光発電事業の廃止の届出）

第9条 条例第11条第1項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業廃止届（様式第7号）により行うものとする。

（身分証明書）

第10条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、豊橋市職員服務規程（昭和33年豊橋市訓令第5号）第3条の2第1項に定める身分証明書とする。

（公表）

第11条 条例第14条第1項に規定による公表は、市の掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

（命令）

第12条 条例第15条第1項に規定する命令は、命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する報告は、命令に関する報告書（様式第9号）により行うものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

事前協議申出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 5 条の規定により事前協議を申し出ます。

なお、本申出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|---|--------------------|
| 事業者 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</small> | 住所 氏名 |
| 太陽光発電設備の出力 ^{※1} | k W |
| 設置場所 | 豊橋市 |
| 事業開始予定日 | 年 月 日 |
| 説明会開催日時 ^{※2} | 年 月 日 時 分 ~ 時 分 |
| 説明会開催場所 ^{※2} | |

※1 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 未定の場合は、空欄としてください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事計画届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|--|--------------------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設置場所 | 豊橋市 |
| 太陽光発電設備の出力※ | k W |
| 事業者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) | 住所 氏名 |
| 施工予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 事業開始予定日 | 年 月 日 |

※ 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

様式第3号（第6条関係）

説明会概要報告書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり太陽光発電事業について説明会を行いましたので、同条例第7条第1項の規定により報告します。

記

| | |
|---------------------------|--|
| 開催日時 | |
| 開催場所 | |
| 説明者の所属及び氏名 | |
| 参加人数 | |
| 参加者からの主な意見又は要望及びこれらに対する回答 | |
| 備考 | |

様式第4号（第6条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事変更届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備の工事計画を変更するので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | | |
|--|-------|----|
| 太陽光発電設備の名称 ^{※1} | | |
| 設置場所 | 豊橋市 | |
| 事業者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) | 住所 | 氏名 |
| 変更の内容 ^{※2} | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 | |

※1 太陽光発電設備の名称を変更する場合にあっては、変更前の内容を記載してください。

※2 太陽光発電設備の名称、定格発電出力又は事業者の住所・氏名（法人の代表者の氏名を除く。）を変更する場合にあっては、その内容を記載してください。

様式第5号（第6条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備の設置工事を完了（中止）しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|--|--------------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設置場所 | 豊橋市 |
| 事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | 住所 氏名 |
| 工事完了（中止）日 | 年 月 日 |
| 事業開始（予定）日※ | 年 月 日 |

※ 工事を中止した場合は、記入不要です。

事業承継届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電事業の権利義務を承継しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|--|--------------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設置場所 | 豊橋市 |
| 承継後の事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | 住所 氏名 |
| 承継前の事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | 住所 氏名 |
| 承継年月日 | 年 月 日 |

豊橋市太陽光発電事業廃止届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電事業を廃止しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|--|--------------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設置場所 | 豊橋市 |
| 事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名） | 住所 氏名 |
| 廃止理由 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 |
| 太陽光発電設備撤去日※ | 年 月 日 |

※ 太陽光発電設備の撤去が完了していない場合は、予定年月日を記載してください。

命令書

豊橋市達第 号

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり期限までに措置をとるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第17条の規定により5万円以下の過料が科されます。

年 月 日

豊橋市長

記

| | |
|-----------------|-------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設 置 場 所 | 豊橋市 |
| 命 令 へ の 措 置 期 限 | 年 月 日 |
| 命 令 事 項 | |

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は、豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

命令に関する報告書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 号命令書にて命じられましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第2項の規定により報告します。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

| | |
|------------|-------|
| 太陽光発電設備の名称 | |
| 設 置 場 所 | 豊橋市 |
| 対 応 状 況 | |
| 完 了 日 | 年 月 日 |